

佐賀県規則第38号

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
番号	種目	番号	種目
1	手数料条例別表第1に掲げる手数料（手数料条例第2条第2項の規定により指定試験機関等に納付する手数料、手数料条例別表第1の第1号に掲げる手数料のうち県税事務所において行う県税その他諸収入金、土地、建物その他物件、登録等に関する証明及び県立学校において行う成績等に関する証明に係る手数料並びに手数料条例別表第1の第3号、第320号から第324号まで及び第328号から第328号の3までに掲げる手数料を除く。）	1	手数料条例別表第1に掲げる手数料（手数料条例第2条第2項の規定により指定試験機関等に納付する手数料、手数料条例別表第1の第1号に掲げる手数料のうち県税事務所において行う県税その他諸収入金、土地、建物その他物件、登録等に関する証明及び県立学校において行う成績等に関する証明に係る手数料並びに手数料条例別表第1の第3号、第320号から第324号まで及び第328号から第328号の3までに掲げる手数料を除く。）
<u>1の2</u>	佐賀県介護保険法施行条例（平成25年佐賀県条例第22号）第19条に定める手数料（同条第1項の規定により指定試験実施機関に納付する手数料を除く。）	<u>1の2</u>	<u>佐賀県行政財産使用料条例（昭和39年佐賀県条例第33号）別表のその他の項に定める使用料（運転免許試験場を使用する者が納付する使用料に限る。）</u>
2～13の3	略	<u>1の3</u>	佐賀県介護保険法施行条例（平成25年佐賀県条例第22号）第19条に定める手数料（同条第1項の規定により指定試験実施機関に納付する手数料を除く。）
14	<u>佐賀県立有田窯業大学校条例（昭和59年佐賀県条例第28号）第8条に定める手数料</u>	2～13の3	略
15～25	略	14	削除
		15～25	略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。